

高砂市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

1 目的

この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 給付金の種類

給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法 31 条 2 号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 29 条に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第 31 条の 9 に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下、「修了支援給付金」という。）

3 対象者

訓練促進給付金の支給対象者は養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業開始日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次に掲げる要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父（法第 6 条第 1 項又は 2 項に定める配偶者のない者で現に児童（20 歳に満たないものをいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）とする。この場合において、父子家庭の父については、平成 25 年 4 月 1 日以降に修業を開始したものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。この場合においては、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は、適用しないものとする。
- (2) 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において 1 年以上（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合には、6 月以上）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

4 対象資格

(1) 対象資格は、就職の際に有利となるものかつ養成機関において1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものについて、市長が地域の実情に応じて定めることとする。この場合において、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始するものであるときは、市長は6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定講座である場合には、情報関係の資格や講座）から定めるものとする。

(2) 対象資格の例は、次のとおりとする。

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 等

5 支給期間等

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。ただし、平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。）

なお、支給期間の決定にあたっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。

イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の場合を含む。）には、通算48月を超えない範囲で支給する。

ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給する。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給する。

6 支給額等

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4 月から 7 月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額 10 万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合において、その期間が 12 月未満であるときは、当該期間）については、月額 14 万円。（平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者は月額 14 万 1 千円）

(イ) (ア) に掲げる者以外の者 月額 7 万 500 円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合において、その期間が 12 月未満であるときは、当該期間）については、月額 11 万 500 円）

イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(2) 修了支援給付金

ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5 万円

(イ) (ア) に掲げる者以外の者 2 万 5 千円

イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

7 事前相談の実施

(1) 養成機関において 1 年以上（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合には、6 月以上）のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭

の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努める。

- (2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査する。
- (3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握する。なお、その際には、プライバシーに配慮する。
- (4) 平成 28 年 1 月 20 日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介すること。

8 給付金の支給等

(1) 支給の申請

ア 給付金の支給を受けようとする対象者は、市長に対して、別紙様式 1「高砂市高等職業訓練促進給付金等支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業開始日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

イ 支給申請書の提出に際しては、次に定める書類を添付しなければならない。ただし、

公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

(ア) 訓練促進給付金

- a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8 月から 10 月までの間に申請する場合を除く。）し又は当該対象者の前年（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する 70 歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式 2「16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

c 6(1)ア(ア)に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他6(1)ア(ア)に掲げる者に該当することを証明する書類

d 入校(入所)証明書等

支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(イ) 修了支援給付金

a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)

b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者あつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。))及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。)の状況を証明できるものに限る。)

c 対象者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

d 6(2)ア(ア)に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他6(2)ア(ア)に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。)の状況を証明できるものに限る。)

e 当該カリキュラムの修了証明書の写し

ウ 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にななければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(2) 支給の決定

市長は、支給申請があつた場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対して通知しなければならない。

(3) 支給決定の検討のための委員会の設置

(2)の規定による支給決定に当たっては、市長は、有識者や就業関係の専門家、母

子・父子自立支援員等で構成する検討委員会を設置し、当該検討委員会においてその緊急性や必要性について検討した結果に基づいて判定する。

9 修業期間中の受給者の状況の確認等

(1) 修業期間中の在籍状況の確認等

ア 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求める。

イ 市長は、受給者等に対し、アに定めるもののほか、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

(2) 受給資格喪失の届出等

受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、高砂市に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき、又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、事前相談や支給決定通知に際し、その旨を周知する。

10 支給決定の取消

(1) 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消さなければならない。また、延滞なく、その旨、当該対象者に通知しなければならない。

11 関係機関との連携等

資格取得養成機関、就業関係機関、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講奨励を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援する。

また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施主体は、都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体となっているが、当該貸付事業については高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としているので、貸付事業の実施主体と連携して、ひとり親家庭が就業を継続できるよう支援を行うこと。

12 経過措置

- (1) 令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- (2) 令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 20 年 4 月 1 日以降に養成機関において受講を開始した者から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 項、第 6 項第 1 号ア（ア）（「(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合において、その期間が 12 月未満であるときは、当該期間)」を加える部分に限る。）及び第 7 項の規定は、同月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。